



令和8年3月号 (広告)  
 2026年3月1日発行  
 三宅税理士法人  
 代表社員 鳥越俊佑  
(中国税理士会 倉敷支部会員)  
 倉敷市中島2370番地14  
 TEL 086-466-1255  
 FAX 086-466-1288  
 第226号  
 発行担当者：平松和美

少しずつ日の光がやわらかくなり、春の気配を感じる季節になりました。寒さの中にも、梅や早咲きの桜が咲き始め、心がほっと和みますね。年度末で慌ただしい時期ですが、どうぞ無理なくお過ごしください。今月も皆さまのお役に立つ情報をお届けできればうれしく思います。

今回のテーマは令和8年度税制改正です。

## 今月のテーマ：令和8年度税制改正大綱【個人所得課税】

令和8年度税制改正大綱は、令和7年12月26日閣議決定されました。国会にて税制改正法案が可決されれば、新しい税制が施行される流れになっております。

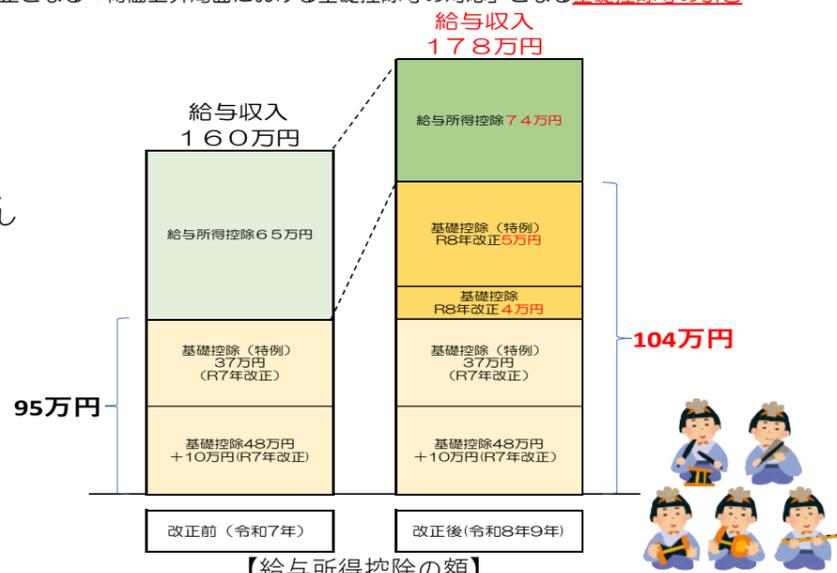
物価上昇局面における基礎控除等の対応 住宅ローン控除の見直し NISAのつみたて投資枠の拡充 暗号資産の分離課税化等 総合課税の対象となる社債利子の範囲の整備 極めて高い所得の負担の見直し 青色申告特別控除の見直し	マイカー通勤に係る通勤手当の所得税非課税限度額の見直し 従業員への食事の支給に係る所得税非課税限度額の見直し 深夜勤務に伴う夜食代に係る所得税非課税限度額の見直し ふるさと納税制度の見直し
---	---

上記改正項目の中で、令和8年以後の所得税から改正となる「物価上昇局面における基礎控除等の対応」となる**基礎控除等の引き上げ**について確認します。

基礎控除も“物価連動”に課税最低限178万円へ

物価が上がると控除の価値が下がる問題に対応し、基礎控除と給与所得控除について見直しがされました。この改正により、所得税の課税最低限は**178万円**となります。

個人住民税は、給与所得控除の最低保証額を恒久的な措置として現行の65万円から**69万円**に、特例として追加で**5万円**引き上げられます。これにより現行の110万円から**119万円**となります(令和9年10年適用)。



### 【基礎控除の額】

合計所得金額	年収(給与)の目安	改正前 (令和7年)	改正後 (令和8年9年)
132万円以下	665万円以下	95万円	104万円
132万円超~336万円以下		88万円	
336万円超~489万円以下		68万円	
489万円超~655万円以下	850万円以下	63万円	67万円
655万円超~2,350万円以下	2,545万円以下	58万円	62万円
2,350万円超~2,400万円以下			48万円
2,400万円超~2,450万円以下			32万円
2,450万円超~2,500万円以下			16万円
2,500万円超			-

### 【給与所得控除の額】

給与収入金額	改正前 (令和7年)	改正後 (令和8年9年)
190万円以下	65万円	74万円
190万円超~220万円以下	収入金額×30%+8万円	
220万円超~360万円以下	収入金額×30%+8万円	
360万円超~660万円以下	収入金額×20%+44万円	
660万円超~850万円以下	収入金額×10%+110万円	
850万円超	195万円	

## 【法人課税】

特定生産性向上設備等投資促進税制の創設  
 研究開発税制の見直し  
 賃上げ促進税制の見直し  
 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し等

上記改正項目の中で、令和8年4月1日以後から適用がされる「**中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し等**」について取り上げます。

- 中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、対象となる減価償却資産の取得価額を**40万円**未満(現行：30万円未満)に引き上げる(所得税についても同様)。
- 適用期限が3年延長(令和11年3月31日まで)
- 適用対象の中小企業者等の従業員数が500人以下から**400人以下**の対象となりました。

(改正前) 令和8年3月31日まで			(改正後) 令和8年4月1日以降			
	取得価額	償却方法		取得価額	償却方法	
中小企業者等のみ (※1)	30万円未満	全額損金算入(即時償却)	改正	中小企業者等のみ (※2)	40万円未満	全額損金算入(即時償却)
全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却(残存価額なし)	変更なし	全ての企業	20万円未満	3年間で均等償却(残存価額なし)
	10万円未満	全額損金算入(即時償却)			10万円未満	全額損金算入(即時償却)

※1 従業員数については、中小企業者は500名以下、出資金等が1億円超の組合等(※3)は300名以下が対象。

※2 従業員数については、中小企業者は**400名**以下、出資金等が1億円超の組合等(※3)は300名以下が対象。

- 適用対象資産から、貸付け(主要な事業として行われるものを除く。)の用に供した資産を除く。
- ※3 資本金の額または出資金の額が1億円を超える法人、通算法人、保険業法に規定する相互会社、投資法人、特定目的会社

年間合計**300万円**までの上限は**変更なし**

## その他の改正・・・

### 【消費課税】

少額免税制度の見直し  
 物品販売に係るプラットフォーム課税の導入  
 インボイス発行事業者となった小規模事業者に関する経過措置(いわゆる2割特例)の見直し  
 免税事業者からの課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置の見直し

### 【資産課税】

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、令和8年3月31日までとされている教育資金管理契約に基づく信託等可能期間を**延長せず**に終了することとし、同日までに抛出された金銭等については、引き続き本措置を適用できることとなります。

また、こちらに掲載のない改正もございますので、ご不明な点等ございましたら弊社にお気軽にお問い合わせください。

令和8年度税制改正大綱のほか自民党税制調査会や各省庁などの資料をもとに作成しています。

## <Visionのご案内>

毎月開催中の経営計画書作成セミナー：Vision  
 今月の開催日は**3月19日(木)**です。  
 経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、年に一度、当事務所において頂き、経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限
3月19日(木)	1・2・3・4月決算法人様	3月13日(金)
4月9日(木)	2・3・4・5月決算法人様	4月3日(金)
5月14日(木)	3・4・5・6月決算法人様	5月8日(金)

当社は赤い羽根共同募金 寄附付き地域支援プロジェクトに賛同しています

## <3月のカレンダー>

日	曜日	内容
10	火	*2月分源泉所得税・住民税の納付期限
16	月	*所得税の確定申告期限及び納付期限(振替納税は4月23日)
		*贈与税の確定申告期限及び納付期限
19	木	*個人の青色申告の承認申請書提出期限(※)
		*個人の道府県民税・市町村民税・事業税(事業所税)の申告期限
31	火	*経営計画書作成セミナー：Vision
		*1月決算法人の確定申告及び納付期限
		*7月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の4・10月決算法人)
		*消費税(毎月納付1月分)の納付期限
*個人事業者の消費税等確定申告期限及び納付期限(振替納税は4月30日)		
		*2月分社会保険料の納付期限

※1月16日以後新規業務開始の場合は、その業務開始日から2か月以内